

## 高砂市条例第 24 号

## 高砂市新たな学校づくり推進審議会条例

## (設置)

第 1 条 高砂市立の小学校及び中学校（以下「市立小中学校」という。）の望ましい教育環境の実現に向けた計画を策定するため、高砂市新たな学校づくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第 2 条 審議会は、高砂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査審議する。

- (1) 市立小中学校の適正規模及び適正配置に関すること。
- (2) 市立小中学校の通学区域に関すること。
- (3) 市立小中学校の施設の在り方に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項以外の事項について教育委員会が行う報告に対して意見を述べることができる。

## (組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

## (委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内に所在する教育・保育施設及び市立小中学校の代表者
- (3) 市内に所在する教育・保育施設に在籍する幼児の保護者並びに市立小中学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (4) 学校の運営等に関して協議する機関の代表者
- (5) 社会教育委員の代表者
- (6) 市内に所在する自治会の代表者
- (7) 第 2 号から前号までに掲げる者から推薦を受けた者
- (8) 公募による者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和 9 年 9 月 30 日までとする。

## (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開する。ただし、高砂市情報公開条例(平成12年高砂市条例第33号)第7条各号に掲げる情報に該当する事項について会議を開く場合は、公開しないことができる。

(専門部会)

第8条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第9条 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員及び専門部会の構成員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第11条 委員及び専門部会の構成員の報酬の額は、日額9,000円とする。

2 報酬は、出席の日数に応じて、その都度支給する。

(費用弁償)

第12条 委員、専門部会の構成員及び第9条に規定する者が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、高砂市職員等の旅費に関する条例(昭

和 3 5 年高砂市条例第 6 号) に定めるところによる。

- 3 前項に定めるもののほか、第 1 項の規定により支給する旅費の支給については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(庶務)

第 1 3 条 審議会及び専門部会の庶務は、教育部において処理する。

(委任)

第 1 4 条 この条例に定めるもののほか、審議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和 9 年 9 月 3 0 日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則 (令和 8 年 3 月 3 1 日高砂市条例第 3 号)

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。